

他者の所有施設への工事に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、土地改良区等が所有する土地改良施設（以下「既存施設」という。）について、県営土地改良事業の目的を達成するために必要な工事（以下「工事」という。）の適正な実施並びに当該工事により造成される施設（以下「造成施設」という。）の管理及び処分について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 県営土地改良事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき県が実施する土地改良事業（県営土地改良事業に準じる事業として農村整備課長が別に定める事業を含む。以下「事業」という。）

(2) 土地改良区等

土地改良区若しくは土地改良区連合、又は知事の指定した者及びその施設の存する地域を行政区域とする市町村

第3 工事等の協議

農林振興センター所長（以下「所長」という。）は、既存施設に工事を行おうとするときは、工事の施工方法、造成施設の帰属及び管理方法について、あらかじめ土地改良区等と協議し、協定を締結するものとする。

第4 造成施設の引渡し等

- 1 所長は、運用可能な状態になった造成施設を、逐次、土地改良区等に引き渡すものとする。
- 2 造成施設の引渡しは、所長が指定した日に、当事者が実地に立会いの上行うものとする。
- 3 県は、土地改良区等に引き渡した造成施設について、その引渡しの時から管理の責任を負わないものとする。

第5 造成施設の一部が県有財産に存する場合の取扱い

- 1 知事は、造成施設の一部が県有地に存する場合は、当該土地を既存施設の所有者である土地改良区等に譲与することができる。
- 2 譲与を受けようとする土地改良区等は、土地改良財産の管理及び処分に関する要綱の定めに従い、知事に譲与の申請を行うものとする。

第6 土地改良区等の義務

- 1 土地改良区等は、善良な管理者の注意をもって造成施設を良好に管理するものと

する。

- 2 土地改良区等は、所長から造成施設に関する報告を求められたときは、速やかに回答するものとする。
- 3 既存施設に対して知事が附した条件は、造成施設に附されたものとみなす。

第7 台帳の整備

- 1 所長は、造成施設について、次の各号に掲げる事項を記載した土地改良施設台帳を調整し、保管しておくものとする。ただし、当該財産に係る台帳が既にある場合は、この限りではない。
 - (1) 事業の種類及び地区名
 - (2) 施設の所在、種目、数量、構造及び規模、価格
 - (3) 事業に係る着工年月日及び竣工年月日
 - (4) 引渡年月日及びその相手方
 - (5) その他必要な事項
- 2 土地改良施設台帳は、当該施設の引渡後も保存するものとする。

第8 委任

この要綱の実施に関し必要な事項は、別途定める要領による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の施行前に工事に着手し、要綱の施行日において継続中の事業については、平成21年度工事着手前に本要綱に基づく基本協定を締結するものとする。
- 3 前項に基づく協定締結以前に行われた引渡しは、本協定に基づき行われたものとみなす。
- 4 本要綱施行前に完了した事業により造成された施設を本要綱施行後に引き渡す場合は、本要綱を準用して行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に土地改良区等と協議中の事項については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

他者の所有施設への工事に関する要領

第1 趣旨

この要領は、他者の所有施設への工事に関する要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 協定の締結

- 1 要綱第3により土地改良区等と協定を締結しようとする場合は、第1号様式によって行なうものとする。
- 2 前項の協定書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 工事を行う既存施設の名称及び所在
 - (2) 工事の内容
 - (3) 造成施設の引渡し及び管理方法
 - (4) その他必要な事項

第3 受領書

- 1 要綱第4により、造成施設を土地改良区等へ引き渡すときは、第2号様式によるものとする。
- 2 前項の規定により、造成施設を土地改良区等に引き渡したときは、第3号様式による受領書を徴するものとする。

第4 台帳の整備

要綱第7に規定する土地改良施設台帳の様式は、第4号様式のとおりとする。

第5 書類の提出

この要領により知事又は所長に提出する書類は、管轄の農林振興センターに提出しなければならない。ただし、別に指示があった場合は、その指示された農林振興センターに提出するものとする。

附 則

- 1 要領に定める各様式については、適宜、変更を加えて使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際、現に土地改良区等と協議中の事項については、なお従前の例によることができる。

様式第1号

県営〇〇事業で実施する△△施設への工事に係る基本協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県営〇〇事業の実施に当たり、乙が所有する土地改良施設に対し甲が実施する工事（以下「工事」という。）に係る基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、乙が所有する土地改良施設（以下「既存施設」という。）に対する工事の適正な実施並びに造成された施設（以下「造成施設」という。）の管理及び処分に資することを目的とする。

（工事の内容等）

第2条 甲が実施する工事は次のとおりとする。

- (1) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (2) 工事する施設
- (3) 工事の内容

（工事の実施方法等）

第3条 甲は、工事の実施に当たり、既存施設の使用に十分配慮しなければならない。
2 甲は、毎年度、工事を施工する区域を乙と協議し、管理の範囲を定めるものとする。
3 乙は、工事の実施に当たり甲に協力しなければならない

（造成施設の引渡し）

第4条 甲は、運用可能な状態になった造成施設を、逐次、乙に引き渡すものとする。
2 前項の引渡しは、甲が指定した日に、甲、乙両者の現地立会いにより行い、乙は、造成施設の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。
3 乙は、施設の引渡しを受けた時から、その施設の管理について責任を負うものとする。
4 甲は、造成施設に隠れた瑕疵があり、乙から補修等の請求を受けたときは、これに誠実に対応しなければならない。ただし、甲は、瑕疵担保責任を負わないものとする。
（5 本協定成立以前に引き渡した施設については、本協定に基づき引き渡した施設とみなす。）

（県有財産の譲与）

第5条 乙は、前条の造成施設の一部に甲所有の財産がある場合は、工事完了後〇〇日以内に甲に対し、譲与申請を行うものとする。
2 譲与の取扱いは、土地改良財産の管理及び処分に関する要綱に従うものとする。

(遵守義務)

第6条 乙は、引渡しを受けた造成施設について、善良な管理者の注意をもって良好に管理しなければならない。

2 土地改良区等は、所長から造成施設に関する報告を求められたときは、速やかに回答しなければならない。

3 既存施設について知事が附した条件については、造成施設が引き継ぐものとする。

(実地調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、この造成施設の使用状況について立入調査し、又は、報告を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は、報告を怠ってはならない。

(定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

(住所)

甲 埼玉県
埼玉県〇〇農林振興センター所長

乙

様式第2号

発 第 号
年 月 日

様

埼玉県〇〇農林振興センター所長



引 渡 書

下記の土地改良施設について工事関係書類を添えて引き渡します。

記

- | | |
|--------|--------------------|
| 1 事業名 | 事業 |
| 2 工期 | 年 月 日から
年 月 日まで |
| 3 引渡施設 | 別記のとおり |
| 4 添付書類 | |
| 5 附属物件 | |

別記

土地改良施設調書

区分	種目	竣工 年度	所在地	構造及び 規模	数量	価格	指定用途	備考

記載要領

- 1 区分欄は、工作物又は土地の別を記入する。
- 2 種目欄は、土地改良財産の管理及び処分に関する要綱別表により記入する。
- 3 数量欄は、土地改良財産の管理及び処分に関する要綱別表の単位をもとに記入する。
- 4 指定用途欄は、施設を供すべき用途を記入する。

様式第3号

土地改良施設受領書

発 第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県〇〇農林振興センター所長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

印

下記の土地改良施設を受領したので、年 月 日付け県営〇〇事業で実施する△△施設への工事に係る基本協定第4条第2項の規定により受領書を提出します。

記

- 1 受領した土地改良施設
 - (1) 名 称
 - (2) 所在地
 - (3) 種 目
 - (4) 数 量
- 2 添付書類等

様式第4号

土地改良施設台帳

(地区概要)

事業名(地区名)		竣工・着工年度	年 月 日～ 年 月 日
事業の沿革			
施設所有者	団体名	所在地	
特記事項			

(施設の部)

種目	竣工年度	所在地	構造及び規模	数量	価格	備考

記載要領

- 1 種目欄は、土地改良財産の管理及び処分に関する要綱別表により記入する。
- 2 数量欄は、土地改良財産の管理及び処分に関する要綱別表の単位をもとに記入する。